

婦人科特定疾患治療管理料に係る掲示

2020年より、器質性月経困難症が『婦人科特定疾患』に指定されています。

(子宮筋腫・子宮内膜症・子宮腺筋症などが原因の月経困難症)

それに伴い、器質性月経困難症に対しホルモン剤での治療を行う場合に

『婦人科特定疾患治療管理料』を3ヶ月に1回算定することとなりました。

当院では同管理料算定の為に必要な基準を満たしております。

対象の患者様には診療計画書を作成し、医学管理を継続してまいりますので

ご理解いただきますようお願いいたします

婦人科特定疾患管理料 250点

医療法人社団マウナケア会 清水病院